

介護保険制度について

介護保険を利用するにはまず、認定を受けて頂く必要があります。その認定を受けることによって、家事や身支度等の日常生活において支援が欲しいと思う方、寝たきりや認知症の進行によって、入浴・食事等に常に介護を必要とする方などが介護サービスを受けることが出来ます。

【内容】

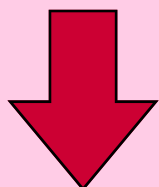
対象者

第1号被保険者・・・65歳以上の方

(上記のような状態でサービスを受けたいと思った時)

第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方

(特定疾病の為に介護等が必要となった時)



* 申請を行って頂くと・・・
主に以下の認定結果に分かれます。

認定結果

非
該
当

要
支
援

< 要支援 1 >
< 要支援 2 >

要
介
護

< 要介護 1 >
< 要介護 2 >
< 要介護 3 >
< 要介護 4 >
< 要介護 5 >

【手続き方法】

* 介護保険認定までの流れ *

申請する

市区町村(市役所・役場等)の介護保険担当となる課へ申請をします。
本人、又は家族等での申請となります。

訪問調査

市区町村の担当職員が、ご本人を訪問して心身状態や日中の生活、家族・居住環境等について聞き取りを中心に調査を行います。

1次判定
主治医の意見書

* 訪問調査での結果をコンピュータ入力し、一次判定が出ます。
* 申請後、市町村の依頼により主治医が意見書を作成します。

介護認定審査会
(2次判定)

1次判定や主治医の意見書等をもとに、保健・医療・福祉の専門家によって、診査します。

認定・結果の通知

通知は申請から**30日程**で届きます。

被保険者になると保険料を納め、介護が必要と認定された時に、費用の一部(原則10%)を支払って介護サービスを利用できます。

こちらは参考資料となります。

詳細についてのご相談は医療相談員にお声かけ下さい。



医療法人社団 三思会 くすの木病院
医療相談室
TEL:0274 - 24 - 3111(代)